## 沿岸広域振興局長告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年1月30日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大槌小鎚線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上閉伊郡大槌町大町47番1地先から上町204番地先まで 新		A m	m
	新	15.8~11.2	1, 102. 9
		В	
		17.8~11.1	1, 292. 1
	Ш	A	
		15.8~11.2	1, 102. 9
		В	
		22.3~11.1	1, 160. 5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成27年1月30日から同年3月2日まで